

東温市と広陵町との連携・協力に関する協定

愛媛県東温市と奈良県広陵町は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東温市及び広陵町が、互いに持つ資源を有効に活用しながら連携・協力することによって、両市町の活力を高め、持続的な発展を図ることを目的とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

(連携・協力事項)

第2条 東温市及び広陵町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 商工振興・ものづくりを通じた交流に関する事項
- (2) 観光・交流に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資する事項

2 前項に掲げる事項の取組の詳細については、東温市及び広陵町が協議の上、その都度決定するものとする。

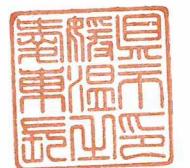
令和元年9月21日

愛媛県 東温市

東温市長



加藤 章



奈良県北葛城郡 広陵町

広陵町長



山村 吉由



(協議の実施)

第3条 東温市及び広陵町は、この協定に基づく取組を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1月前までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、両市町の協議により決定するものとする。